

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	低所得者対策として実施するもので、社会情勢と適合する。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	子育て支援計画における「子育てに伴う経済的負担の軽減」の政策に適合する。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	低所得者対策として実施しており、区が補助すべき事業である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	低所得世帯が一時預かり等の事業を利用することができず、子育てと仕事、家事等の両立において、大きなマイナスとなる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	利用者案内等に記載しており、補助対象者であれば、随時申請が可能である。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	課税状況の確認等、適正な手続きで決定する。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	低所得者に対する経済的な支援であり、代替的な措置はない。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	低所得者に対する経済的な支援策として効果がある。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	低所得者世帯の子育てと仕事、家事等の両立を支援するものとして効果がある。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	こどもの貧困対策として、安心して子育てができる環境整備に繋がる施策である。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか		
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか		
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か		

4 交付実績

(件、千円)

項目	30年度(予算)			
交付(見込み)件数	1,557			
決算(予算)額	3,140			
国庫支出金	0			
都支出金	0			
その他	0			
一般財源	3,140			
29年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)				

5 課題及び今後の方向性

低所得者世帯の子育てと仕事、家事等の両立を支援する必要な施策であることから、今後も継続して事業を実施する。